

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 1 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

- 1 ①経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第 37 号）  
②経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 10 号）
  - ・小林国務大臣及び政府参考人並びに提出者足立康史君に対し質疑を行いました。  
（質疑者）福田昭夫君（立民）、岡本あき子君（立民）、本庄知史君（立民）、堀場幸子君（維新）、足立康史君（維新）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、吉良州司君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 福田昭夫君（立民）

- （1） 自由貿易
  - ア 政府が掲げる「ハイスタダードな自由貿易協定」の定義
  - イ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11 協定」という。）が「ハイスタダードな自由貿易協定」に該当するか否かの確認
  - ウ TPP11 協定の規定に基づき再協議を行った結果、関税や非関税障壁が撤廃される可能性
- （2） デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（日米デジタル貿易協定）
  - ア 同協定を踏まえ、国及び地方公共団体のガバメントクラウドを米国企業であるアマゾン等に委託できた理由
  - イ 米国企業等が日本で活動する際に個人情報に関するデータベースを日本国内に設置できないとする同協定と、国等のシステムをアマゾン等に委託するに当たってデータベースの設置等に配慮したとする政府の説明との整合性

## 岡本あき子君（立民）

- （1） 令和 4 年 3 月 16 日の福島県沖を震源とする地震による阿武隈急行の被害に対する支援の必要性及び罹災証明書のデジタル化に関する政府の取組
- （2） 内閣提出法律案における基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度
  - ア 特定社会基盤事業の一つである水道事業の運営をコンセッション事業者が担っていた場合、本法律による規制の対象となるか否かの確認
  - イ 本法律案の立案に当たっての対象事業に外資が投入されるリスクの検討の有無

## 本庄知史君（立民）

- （1） 特定重要物資の指定
  - ア コロナ禍で発生したマスクの供給不足の事案に内閣提出法律案で対応できるか否かの確認
  - イ 内閣提出法律案でマスクの供給不足に対応できると国民が理解してしまう可能性
  - ウ 特定重要物資の指定の要件を見直す必要性
- （2） 特定重要技術の開発支援
  - ア 経済安全保障法制に関する有識者会議の兼原信克構成員による官民技術協力の主眼が安全保障であるとの発言に対する政府の認識
  - イ 官民技術協力の主眼が安全保障ではないことの確認
  - ウ 特定重要技術の定義及び対象

- a 内閣提出法律案で定義や対象となる技術の範囲が広がる可能性
- b バイオテクノロジーに係る技術が特定重要技術に指定される可能性
- エ 指定基金
  - a 経済安全保障重要技術育成プログラムに係る予算が審議される時期
  - b 内閣提出法律が成立していない中で令和3年度補正予算により予算措置が講じられた理由
  - c 内閣提出法律の成立、シンクタンクの設立及び予算措置の順序
  - d 同プログラムによる資金の使途が経済安全保障に資するものに限定されていることの確認
  - e 同プログラムによる資金の使途を限定する根拠
- (3) 人材の育成
  - ア 雇止めの懸念が指摘される任期付研究職に係るいわゆる無期雇用転換 10 年ルールを見直す必要性
  - イ 若手研究者の研究環境の改善に向けた小林国務大臣の決意

#### 堀場幸子君（維新）

##### 内閣提出法律案

- ア 衆法第3条第3号にある「新たな国際経済秩序の形成が促進されることとなるようにするとの観点を踏まえること。」の文言を内閣提出法律案に規定する必要がないと考える理由
- イ 特定重要物資に係る調査
  - a サプライチェーンの支援の枠組みの対象でない事業者に対しても調査を依頼する理由
  - b 同調査への協力が得られない場合の対応
- ウ 特定重要物資の指定等
  - a 同指定に係るルール
  - b 令和4年3月17日の衆議院本会議で岸田内閣総理大臣が恣意的な指定を行わない旨答弁した根拠
  - c 同指定に際しての配慮事項として客観性及び公平性の確保を内閣提出法律案に盛り込まない理由
  - d 同指定に際しての恣意性の排除を内閣提出法律案に明記する必要性

#### 足立康史君（維新）

- (1) 相互依存が平和をつくるという考え方から相互依存の武器化という考え方に転換したという指摘に対する小林国務大臣の見解
- (2) GATT・WTO体制、TPP等の自由貿易体制の今後の見通し
- (3) 人的体制の強化
  - ア 経済安全保障を支える政府の人的体制
  - イ 内閣提出法律成立後、早急にインテリジェンス人材の育成に取り組む必要性

#### 浅野哲君（国民）

- (1) サプライチェーン調査への事業者の応答に対するインセンティブ設計の必要性
- (2) 基幹インフラの審査
  - ア 第三者による脆弱性の事前検証の必要性
  - イ 一律に遡及適用しないのではなく、毅然とした柔軟な対応を取る必要性
- (3) 新技術の情報共有と具現化を強化するための個人の情報管理能力を担保する環境整備の必要性
- (4) 衆法

- ア 対象物資等の選定等の取組方針
- イ 経済安全保障施策の推進のために具体的に見るべき客観的な指標

**塩川鉄也君（共産）**

内閣提出法律案

- ア 供給確保計画
  - a 第9条第3項第8号の「供給確保計画の作成者における当該特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状」において記載する取引先企業の情報
  - b 第9条第3項第3号の「取組の内容及び実施期間」において記載する取引先企業の情報
  - c a及びb以外に取引先の情報を記載する可能性
  - d 外部に過度に依存しているといった点を誰が判断するかの確認
- イ 特定重要物資の安定供給確保のための民間事業者による多様な取組への支援として想定し得る内容
- ウ 備蓄
  - a 他の個別法の備蓄に関する規定と内閣提出法律案の備蓄に関する規定の関係性
  - b 主務大臣が指定する法人へ備蓄を委託する場合における法人が安定供給確保支援法人と別のものかの確認
  - c 国家備蓄に関連して不正が起こることへの懸念
- エ 安定供給確保支援法人
  - a 業務内容及び想定する団体
  - b 「特定重要物資に係る技術的知見を有する団体」として想定される団体
  - c 業界団体以外の団体も指定されるかの確認
- オ 安定供給確保支援法人基金
  - a 基金の額並びに助成金の補助率、交付条件及び上限
  - b 既存のサプライチェーン対策のための基金との違い
  - c 既存の基金から繰入れが行われる可能性
- カ 安定供給確保支援独立行政法人
  - a 業務内容
  - b 別表で記載されている3法人（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）が担う業務内容
- キ 内閣提出法律案による基金の造成が巨額の補助金となる可能性
- ク 安定供給確保支援法人との間で癒着が起こる可能性

**吉良州司君（有志）**

- (1) 資源やエネルギーといった伝統的安全保障の重要性についての小林国務大臣の認識
- (2) 経済安全保障の観点から対ロシア政策を議論する必要性

**大石あきこ君（れ新）**

- (1) 令和4年3月29日の内閣委員会経済産業委員会連合審査会において萩生田経済産業大臣が発言した、我が国独自の機微情報が特定国に流出し、類似産業に追い越された事例
- (2) 不正競争防止法と内閣提出法律案の保護法益の違い及び(1)についての小林国務大臣の見解
- (3) (1)の萩生田経済産業大臣の答弁が間違いか又は意図的なものであるかの確認

- (4) 内閣提出法律案の立法事実の有無
- (5) マスク、注射針及び防護服が特定重要物資に指定されないことの確認
- (6) 特定重要物資に指定されることが想定される半導体、レアアース等及び液晶パネル、電池部材、パソコン等の生活上重要なものの輸入を中国に依存している現状についての見解